

千曲市告示第 1 号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、
次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から令和 7 年 1 月 27 日まで千曲市役所
建設部道路河川課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 14 日

千曲市長 小川 修一

記

別 紙 の と お り

(別 紙)

供 用 開 始

[illegible]